

# 相続税・贈与税の水平的公平性<sup>\*</sup>

高 山 憲 之

武蔵大学論集第二十四卷第六号抜刷

昭 和 五 十 二 年 三 月

# 相続税・贈与税の水平的公平性<sup>\*)</sup>

高 山 憲 之

## 1 イントロダクション

政府税制調査会（以下では単に「税調」と略記する）は「昭和50年度の税制改正に関する答申」の中で「税制面における社会的不公正の是正には特段の意を注がなければならない」と主張し、幾多の税制改正措置を提案した。とくに相続税・贈与税については「昭和41年以来基本的な見直しが行われていないため、……相続税（・贈与税）の負担は急激に増加している」として、「課税最低限の引上げ」「配偶者の相続税負担の軽減」「税率の緩和」「3年間の累積課税制度の廃止」等々を提案した。それらのすべては現実に実施をみた。

このような税制改正措置は社会的不公正の是正という「税調」の意図に沿ったものとして額面どりに受け取ってよいものであろうか。この点の評価については殆んど不問に付されているのが現実である。現代日本のような経済体制、すなわち「個々の経済主体の私的自由（選択・判断の自由）を基礎とする経済制度」のもとでは、所得・資産の分配は時間の経過とともに不平等化する傾向が認められる（後述参照）。そのような傾向を是正するための制度として相続税・贈与税は、所得税・キャピタルゲイン課税と並んで重要な役割を負わされている。相続税・贈与税は今日の経済社会におけるもっとも基本的な法制の一つである。したがってその改正は、現代の経済体制のもとにおける家計の行動についての正しい理解に基づき、現行体制の長所を發揮するように配慮さ

\*) 本稿は東京大学大学院のジョイント・セミナー（1975年4月）において筆者が報告したものに若干の加筆・訂正を施したものである。セミナーの席上で有益なコメントと助言を与えて下さった小宮隆太郎・貝塚啓明の両教授に深く感謝の意を表わしたい。

れたものでなければならない。

以下では、上記のような考え方に基づいて現行の相続税・贈与税（とくに昭和50年度改訂）が「税調」のいうように「不公正を是正」したものであるかを調べてみたい。考察の順序は以下のとおりである。まず相続税・贈与税の課税目的を明らかにする（第2節）。次いでその目的を実現するのにふさわしいタックス・ベースおよび目的達成に不可欠の原理なり規準を解明する。加えてそこで導出された原理・規準に照らして現行制度を評価し、その基本的問題点を検討する（第3節、第4節）。結論を先どりして言うと、現行の相続税・贈与税は「分配の公平」という側面で見るとかぎり不十分な点が少なくなく、また昭和50年度改正は現行制度の改悪に他ならず、制度そのものの存在意義を否定しかねない代物である、となる。換言すれば、制度の存立自体に決定的な抜け穴(loophole)を公的に用意したものであると昭和50年度「改正」は評価され、その意味で「税調」の意図とは正反対の「不公正の放置」を宣言するに等しいものである。なお第4節においては「日本では贈与税よりも相続税の税率の方が低い」という通念にも分析のメスを入れている。最後に考察の結果を要約し、残された問題について簡単にふれる（第5節）<sup>1)</sup>。

## 2 相続税・贈与税の目的

政策手段として相続税・贈与税が重要視されるのはいかなる理由に基づいているのだろうか。「税調」[11]はいう、「(相続税・贈与税の)課税の意義は一部の者への富の集中を抑制し、富の再分配を図ることにある」(167頁)と。すなわち「反集中」(anti-concentration)が課税目的として第1に挙げられている。

1) 本稿における理論的観点は Shoup [8] Atkinson [1] にほとんど依拠している。筆者の意図は、したがって、現行制度のもとで資産の世代間移転についてどのようなことが可能になるかをまず具体的に明らかにすること、及びそのような可能性が「分配の公正」という観点からどのように評価されるかを究明すること（換言すれば、理論と現実とのギャップはどこにあり、それを埋めるにはどのような方途があるか）の二点にあり、理論分野における貢献にはないことをあらかじめ断っておきたい。

一体、富の集中が抑制されなければならないという主張の根拠は何だろうか。それは次のような経済的観念が広く一般的に受けいられている点に求められよう。すなわち「私的な経済的権力の集中をできる限り排除し、経済的政治的にできる限り分権的な体制を維持していこう」(小宮 [5] 27頁) というフイロソフィーがそれである。

資産・富の集中を排除するのが目的であれば、相続税・贈与税のような目的達成にかなりの年月を必要とする税ばかりでなく、富裕税 (wealth tax) を年々賦課する方式も当然のことながら考えられる。むしろ、後者の方が目的はより効果的に達成され、しかもそれだけで事足りるのではないかという疑問が生じよう。しかし資産の中にはハダカー貫当人の血と汗によって蓄積されたものがないわけではない。そのような資産と親やその他の者から何一つ労することなく相続・贈与で取得した資産とを区別せず、全部一律に取扱うのが富裕税である。ところで、血と汗の結晶と無償の果実の区別は社会的公正を図るために不可欠ではないだろうか。額に汗して働く努力が何らかの形で報われ、それが正当に評価される社会はやはり公正なものといえよう。そうであるならば、そのような努力に対して制度的に積極的なインセンティブを与える必要がある。他方そのような努力を徒労に終らせてしまうような誘因はこれを排除しておかなければならない。現代日本のような競争的社会において遺産・贈与財産という無償で得られる資産の多寡は、税が全く賦課されない場合世代を追うごとにその較差を広げる可能性が少なくない<sup>2)</sup>。そもそも親が億万長者であるか貧乏人であるかについて子供にはその選択の余地が全くない。このような「みずからの責任を負いようのない事態」が原因となって、精一杯努力するも空しくスタート時点の較差をゴールにいたっても縮めることができない。むしろ較差は結果的には一層拡大してしまうのが通例である。劣位に置かれたままでゴールインせざるを得ない者はこの意味で「不条理な苦痛」(市井 [2]) をうけるこ

2) Atkinson [1] は、いくつかの仮定のもとで遺産が "luxury" goods で消費が "necessity" である場合には子沢山主義の下で均分相続しない限り (厳密には、家族規模の増大率が利子率より小さいと) スタート時点で存在した資産の較差が世代を追うごとに拡大することを証明した。

とになる。このような苦痛を顧ることなく、相続・贈与で巨額の財産を取得した者の放恣をゆるす社会は公正とはいえないにちがいない。したがって相続・贈与で取得した財産には税を賦課して上述の「不条理な苦痛」を生じさせないように配慮する必要がある。

このように相続税・贈与税は私的な経済力の集中を排除する上で欠かすことができない制度である。他方、富裕税にはこれと同一の目的を達成する効果があるものの、それには無視することのできない重大な副作用（額に汗して働く努力に対するディス・インセンティブ効果）が伴う。そのため富裕税には政策上第二義的な役割しか与えられない<sup>3)</sup>。

以上の考察から相続税・贈与税の特徴・目的を次のように要約することができる。すなわち、何の対価も支払わず無償で取得した財産に対して、経済力の集中を排除するために、取得時点で賦課される租税（anti-concentration tax on windfall assets）である、と。

### 3 タックス・ベース

「反集中」という課税目的を首尾よく達成するためには相続税・贈与税をどのように施行したらよいのであろうか。本稿では、課税の一般的基準の一つである「水平的公平の原則」の適用を重点的に取り上げてみたい。「水平的公平の原則」とは、同一の状況に置かれている者を税制が等しく取扱うこと（equal treatment for similarly circumstanced taxpayers）を意味しており、Shoup [9] のいう「コンセンサス基準」の一つである。

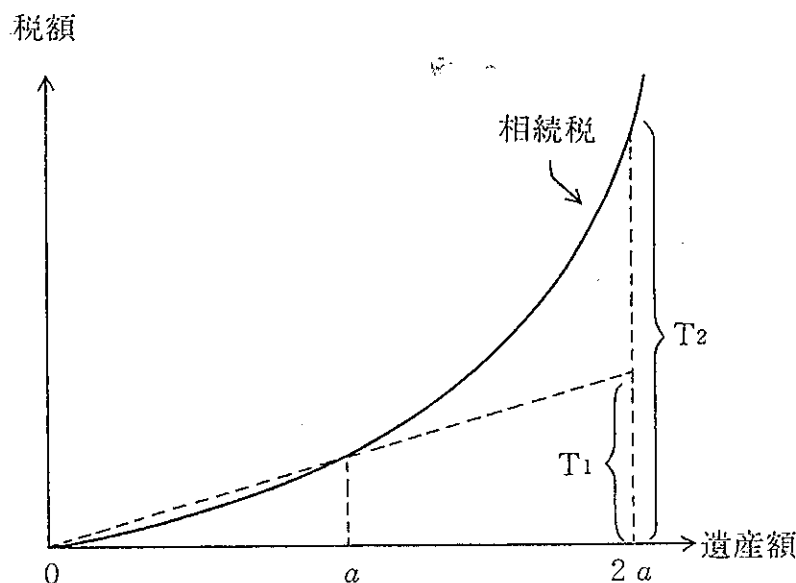
ところで、タックス・ベースの選択について「同一の状況」を遺産額・贈与額（donor's estate）の同一と考えたらよいのであろうか。それとも遺産取得額・受贈額（donee's merit）の同一と考えた方がよいのであろうか。この問題

---

3) このポイントは、独占禁止法がモノポライゼーションの規制に主眼を置いてモノポリーそのものの規制には第二義的な位置しか与えていないのと同様である。アナロジカルに言えば、トランスファー・タックス（相続税・贈与税、キャピタルゲイン課税）がモノポライゼーション抑制のための制度であり、富裕税はモノポリーそのものの排除のための制度である。

を検討する上で重要なことは次の3点である。(i)相続・贈与によって経済力を蓄積するのは取得者であり、遺贈者・贈与者でない、(ii)遺産税・贈与税(donor tax)よりも取得税(donee tax)の方が課税目的(反集中)を達成させるのに必要なインセンティブを多く備えている、(iii)遺産税・贈与税では取得者のメリットが必ずしも同一にならない<sup>4)</sup>。この3点は取得者のメリットを規準にして相続税・贈与税を賦課する方が優れていることを示唆している。

現行の制度はこの規準(donee's merit principle)を満たしているだろうか。現行相続税は遺産取得課税体系をとっている。更に贈与税も受贈者課税体系をとっている。したがって現行制度は一応上述の規準を満足している、と評価できる。しかし現行の相続税は法定相続分課税制度となっており<sup>5)</sup>、その点で遺産税に特徴的な欠陥を避けることができない。すなわち、(1)法定相続人のうち1人でも相続放棄する者があれば取得者のメリットの公平は保たれなくなる。(2)税額は遺産額と法定相続人の数が確定すれば自動的に決まり遺産分割のやり



- 4) 「遺産税か取得税か」という論争については Shoup [8] 税調 [10] を参照されたい。欧米諸国ではアメリカ・イギリスだけが遺産税体系を採用している。
- 5) 現行相続税は課税価格の合計額から基礎控除額・配偶者控除額を差し引いた分について法定相続人(配偶者及び1親等血族代襲人を含む)がそれぞれ民法第900条及び第901条に規定する相続分に応じて取得する場合を想定して税額を計算している。この税額の支払いは、課税価格に占める現実の遺産取得者の遺産取得額シェアに比例配分する形で現実の遺産取得者が行なうことになっている。

方に依存しないので、集中排除へのインセンティブを弱めている。(3)法定相続人以外の者の遺産取得に対して20%の税額加算をすることも資産分布平等化へのインセンティブを弱めている。図を用いて上述の(1), (2)のポイントを説明しよう(相続税は累進税率を採用していると想定する)。

今、遺産額が $2a$ 、法定相続人は子供2人と考える。このとき現行制度では子供のうち1人が相続を放棄して他の1人だけで相続(たとえば長子相続)しても税額は $T_1$ である。一方、親の遺産額は同じでも法定相続人が1人しかない場合、税額は $T_2$ となる<sup>6)</sup>。すなわち相続放棄をする者が1人でもいる場合、現実の遺産取得額が同一でも税額が異なってしまい、水平的に公平とはいえなくなる。これがポイント(1)である。ポイント(2)も同じ図を用いて説明できる。法定相続人に関係のない徹底した取得税体系が採用されれば、遺産をできるだけ多勢で均分相続するほど全体としての税負担率を引き下げることが可能となる。(図は1人で相続するより2人で均分相続した方が税額が小さいことを示している。全く同様にして、2人よりも4人で均分相続した方が税負担率は低くなることも理解できよう。)ところが法定相続人の数だけを取り上げて現実の取得関係を考慮しない現行制度においては、相続のやり方がどうであっても全体としての税負担率は変らない。この意味で節税可能性の全くない<sup>7)</sup>現行制度は資産分布平等化へのインセンティブを大きく制約している。

このように現行相続税制度のタックス・ベースは課税目的に照らして考える限り取得税のそれとしてはきわめて不徹底なものである。このことは血縁関係という取得者のメリットとは本来無縁の代物を税制度の中に不用意に持ちこんだことに起因している<sup>8)</sup>。

6) 厳密に言うとなら法定相続人数が異なれば控除額も異なってくるので、図のようには必ずしもならない。しかし、その差を無視しても議論の本筋に変わりはない。

7) 現行制度のもとでも長男の妻を形式的に養子にして法定相続人の数を増やすことができるので節税可能性が全くないわけではない。また生前贈与をすれば大きく節税することができる(後述参照)。したがって本文のステートメントには限定がついている。

8) 「血の濃さ」を全面的に払拭するのは時期尚早であるという意見もあろう。しかしそれは基礎控除だけで配慮されるべきで、それをもって現行のように税額計算の決め手にすべきではない、というのが筆者の考えである。

日本では昭和25年から昭和27年までの3年間シャープ勧告 [7] に基づいて取得税が実施された。その取得税は相続税・贈与税を一体化したものであり取得者の受けるメリットだけを基準にしたタックス・ベースを採用していた。このように相続税・贈与税制度としては最も優れているとされている取得税を世界に先がけて日本が導入したわけであり、この点の歴史的意義は大きく評価されなければならない。にも拘らずその取得税は「主として税務執行上の要請から」わずか3年で廃止される運命にあった。代って導入されたのが現行の相続税・贈与税であるが、前述のようにそれは取得税 (accessions tax) 体系としてきわめて不徹底な代物であった。その意味で昭和28年度の「改正」は大きな後退であった。「税務執行上の要請」という言葉は税制「改正」のたびに使用される当局のきまり文句である。この言葉を額面どおりに受けとって果してよいものだろうか。税調 [10] はいう。すなわち「税務執行の実際からは、(取得税の場合)遺産分割の程度により相続税負担に大きな差異を生ずることから、その分割の状況を適確に調査する必要がある、このため時には税務執行の行き過ぎもいわれている。反面……実際の遺産分割の程度をこえるような細分化を仮装し……て申告が行われている (のも事実である)。遺産の分割の状態を適確に調査することは、税務の現場においてはきわめて困難なことであり、相続税負担の不公平をきたしている結果となっている」(12頁) と。ところで仮装分割はとりもなおさず違法行為に他ならない。このような行為が悪であるという意識は仮装分割をしようとする当人にさえあると通常考えられよう。したがって脱税目的のための仮装分割はもともと当局にバレないように仕組まれるのが通例であろう。この点は違法カルテルの結成と同じである。違法カルテルの摘発がきわめて困難であるように仮装分割の摘発も確かにきわめて困難であろう。しかしそれが困難だからといって違法カルテルが野ばなしにされているわけではないように、仮装分割も適当な手段に訴えることでかなりの程度まで予防できよう。「経済事犯の予防のためには、それが (当人にとって) 絶対ペイしないようなシステムを制度化しておかねばならない」(小宮 [5] が引用した天谷直弘氏の意見)。仮装分割を未然に防ぐ方途はそのような行為が当人にと



って絶対ペイしないような措置を制度化することにある。そのような措置をとることなく取得税制を改悪して資産分布平等化へのインセンティブを弱めることには賛成できない。シャープ勧告の再評価が求められる所以である。

次に現行相続税は相次相続控除 (chain successions tax credit) の規定を設けて、過去10年以内に相続税を支払って甲が取得した財産を乙が相続する場合には乙の税負担を軽減する措置をとっている。しかしこのような措置は1世代1回の富裕税 (wealth tax once a generation, 遺産税の特徴的な側面をあらわしている) という発想で相続税を把握するものであり、取得者の受けるメリットの公平という規準 (donee's merit principle) とは必ずしも相い入れない。相次相続控除制度は廃止されるべきである (現にフランスにはこの制度は存在しない)。

#### 4 中立性の諸条件

相続税・贈与税は遺産・贈与資産の取得時点で課税される1回限り (once and for all) のものである。相続税・贈与税が累進税率を採用していると想定すると、1回限りの税であるためにたとえば同じ1億円のトランスファーでも1回で全額取得しないで数回に分けて取得する方が税負担率を軽減できる (または税を回避できる) ことになる。しかるに同じ1億円のトランスファーという点は分割の有無にかかわらず不変である。したがって財産の分割取得に何らかの考慮を払わない限り、前節で論じた「水平的公平の原則」は踏みにじられてしまう。

このような不公平を除去するにはトランスファーの取得者について過去に遡ってその取得の有無を調べ、それが1回でもある場合はそれまでのトランスファーのすべてを累積して課税する必要がある。このような措置——「累積課税の原則」 (accumulation principle) の採用——は相続税・贈与税が公平であるために不可欠のものである。この原則は分割回数について税制度が中立的であること (neutrality as to number of transfers) を要請している。

昭和49年までの贈与税は3年間の累積課税方式を採用していた。ただし、それも被相続人・贈与者（donor）が同一の場合のみに限定されていた。このように累積課税の原則は3年間・同一人という2点で大きく制約されているものの一応採用されてきた。しかるに昭和50年度改正において「贈与税における3年間の累積課税制度を廃止し、制度の簡単化を図る」ことが提案され、実施をみるにいたった。この制度の廃止によって世代間の財産移転がどの程度可能になるかを調べてみよう。

第1表 贈与税の課税最低限をフルに利用した場合の財産取得の限度

贈与期間年（n年）	50	40	30	20	10
n年後の財産価額(百万円)	184.7	98.4	50.3	23.4	8.4

(注) 贈与税の課税最低限は年間60万円である。収益率は年6.0%として計算した。なお利子所得に対する課税は無視している。

第1表はその数値例である。それをみると世代間の財産移転がやり方によっては無税のまま数億円のオーダーでも可能になることがわかる<sup>9)</sup>。この検討結果の意味は重大である。そもそも相続税・贈与税は資産の集中を排除するための制度ではなかったのか。累積課税制度の廃止はこのような目的を達成する相続税・贈与税の存在意義を実質的に否定するに等しい。億万長者の子孫は生まれ落ちた直後から毎年60万円づつ贈与を受ける形で親の資産をそっくり無税のまま継承できることになる。それも何一つ労することなく可能となる。このような事態を可能ならしめる累積課税制度の廃止を提案するというのであれば、相続税・贈与税などむしろはじめから願いさげにしてみたい。

シャープ勧告[7]をうけて生まれた昭和25年の改正では、相続・遺贈または贈与によって取得した財産について取得者の一生を生じた累積課税制度が採用された。にも拘わらずまたもや「税務執行上の要請から」——「一生を通じ

9) 収益率を年 $100r\%$ とすると、毎年60万円づつ贈与するときのn年後の元利合計額は $60(1+r)[(1+r)^n - 1]/r$ 万円となる。第1表では収益率を年6.0%として計算しているが、公社債を購入すれば年利8.53%の収益があげられるから第1表の計算例はあくまでもひかえめのものである。

た累積課税の方式は税務執行上きわめて煩雑であり、その適切な執行を欠く結果かえって租税負担の公平を害する結果となる」(税調 [10] 82頁) ——昭和28年の「改正」(改悪?!) により贈与税の累積課税制度は一旦廃止されることになった<sup>10)</sup>。しかし「相続又は贈与があった場合に5年程度さかのぼって調査することは税務調査のうえにおいても当然必要なことであり、また税務の現状からも可能なことと認められる」(同上、傍点は筆者による) として、昭和33年から3年間だけの累積課税制度が復活して昭和49年まで続いたのである。

しかるに昭和50年にいって贈与税の累積課税制度の廃止が再度提案され実行に移されることになった。聞くところによると、今回の廃止も「税務執行上の要請」が理由であるらしい。このような制度としてのロジックを守ろうとしない「税調」の態度は「公正を欠く」として痛烈な非難を浴びよう。ここでもシャープ勧告の再評価が強く求められている。

話を第2の中立性に転じよう。生前贈与には贈与税を賦課し、死亡に際して取得した遺産・遺贈には相続税を賦課するという2本建制度の場合、どちらを選択してもトランスファー取得者の税負担率を同一に保つように配慮することは非常に困難である。そのために生前贈与か遺産取得かのどちらかを選択する方が必ず有利になるというのが2本建制度の特徴である。日本の現行制度のも

第2表 贈与税と相続税の負担比較 (昭和49年度税制)

財産価額(万円)	贈与税 (%), A	相続税 (%), B	A/B (倍)
100	8.0	0	—
500	31.1	0	—
1,000	42.9	4.6	9.3
2,000	52.5	18.1	2.9
3,000	56.7	26.2	2.2
5,000	62.0	35.0	1.8
10,000	69.6	45.5	1.5

(注) 一人で相続するものとしてBを計算した。

10) 相続税は相続開始前2年以内の贈与について累積課税制度を残した(昭和28年度)。

とでは「贈与税よりも相続税の税率の方が低いので、相続による財産取得の方が有利である」という「通念」が広く行きわたっているようである。しかし必ずしもそう言えないということが検討の結果判明した。取得額に直接税率表を適用すると確かに通念のとうりである（第2表参照）。

しかし、(1)取得額が多くなれば多くなるほど、(2)同じ財産でも分割回数を多くすれば多くするほど、生前贈与で取得する方が遺産で取得するより有利になるというのが事実の正しい理解である（第3表参照）。

第3表 子供3人の均分取得の場合の税負担率（昭和49年度税制）

ケース	税率 (%)	
	遺産相続額 1 億円	遺産相続額 1 千万円
1. 相続のみ	52.0	0.4
2. 半額贈与（親70才のとき）	34.5	3.9
3. "（子供20才のとき）	23.3	0
4. "（子供20才と30才のとき）	20.6	0

（注） 親の死亡時（75才）における子供の年齢をそれぞれ50才45才40才と仮定した。また収益率は年7.3%とし、利子所得に対する課税は無視した。

現行制度のもとでも生前贈与を利用する形で億万長者の子弟は相続税負担をかなり大きく軽減できる仕組みになっている。このように現行制度は2本建となっているために大きな抜け穴（loophole）を備えている。その意味で現行の相続税・贈与税制度は法制としての統一を欠き、不公正である。このような不公正の是正措置は2本建制度を廃止して取得税（accessions tax）として一本化することに求められよう。ここでもシャープ勧告の再評価を強調したい。そもそも相続財産・遺贈は同一人から受ける最後の贈与（final gift）に他ならない。すなわち遺産・遺贈は贈与というトランスファーのスペシャル・ケースである。経済的機能に即して考える限り、贈与税こそが一般的（general）であって相続税はその特殊例にすぎない。したがって相続税・贈与税の2本建制度よりは一本化された取得税（もちろん累積課税方式を採用している）の方が法制

としてすっきりし、また優れているといえよう<sup>11)</sup>。

取得税体系として公平であるためには一本化と累積課税方式の採用だけでは不十分である。同じ1千万円を取得する場合、取得者の年齢が20才でも50才でもそのメリットは同一と考えてよいのだろうか。取得税が一回限りのものであるため同一額の財産取得ならば年齢の若い者の取得の方がメリットは大きいと考えるのが適正である。50才時の1千万円は20才時の174万円におおよそ相当する（収益率を年6%にして計算し、利子所得に対する課税は捨象している）。このように同じ1千万円でも20才と50才とではメリットに約5.7倍の差異が生じる。したがって取得税が年齢要因を全く考慮しないでトランスファー金額だけを基準にして税額を計算する仕組みになっているならば、同一財産の世代間移転は子供の年齢が若いうちに（願わくは生まれ落ちた直後に）、また子供より孫にトランスファーした方が有利になる<sup>12)</sup>（第3表参照）。しかしこのような仕組みは公平とは言えない。水平的に公平であるためには年少者ほど重課する必要がある。さらに配偶者より子供を、子供より孫の取得を重課する必要もある。年齢の差異によるメリットの差異を公平に取扱う措置（年齢中立的な制度）としてはトランスファー取得額を取得者の特定の年齢時点（たとえば50才とか誕生時）にそろえて統一的に再評価する方法が考えられよう（割引率は延納利子率に等しくすればよい）。このような評価方法を採用することによってライフタイム・エクワイティ（lifetime equity）が確保されることになる<sup>13)</sup>。

このような観点はごく最近になって主張されるようになったためか、現行制

11) 生前贈与でも相続・遺贈でも税負担率が実質的に同一になれば両者の選択は無差別（中立）といえる。この中立性を金融市場の不完全性との関連で論じたものに Ishikawa [4] がある。

なお2本建制度のもとでは基礎控除を少なくとも2回利用できることになり、基礎控除そのものの意味づけがはっきりしなくなる。

12) 年齢の差に基づくメリットを現行制度のもとでフルに活用できるのは実質上巨額資産を有する家族に限られよう。その意味でライフタイム・エクワイティという観点の導入は「社会的不公正の是正」のために欠くことのできないものである。

13) Atkinson [1] がはじめてこの観点を指摘した。稲田 [3] Ishikawa [4] も同様の観点に言及している。

度ではほとんど考慮されていない<sup>14)</sup>。ちなみに年令別の統計は相続税・贈与税について何一つ公表されていないというのが日本の現実である<sup>15)</sup>。この事実は税務当局（あるいは税調さえも）が年令の差に基づく取得者のメリットの差異を正しく理解していないことを如実に物語っているといえよう。

## 5 結論の要約と残された問題

以上の考察をとうして明らかになった現行相続税・贈与税（とくに昭和50年度改正）の基本的問題点を要約しよう。

### 1. 相続税のタックス・ベースについて

(イ)法定相続人のうち1人でも相続放棄する者がいれば遺産取得者のうけるメリットの公平は保たれなくなる。

(ロ)法定相続分課税制度（および法定相続人以外の者の遺産取得に対する20%税額加算制度）は資産分布平等化（課税目的）へのインセンティブを弱めている。

(ハ)相次相続控除規定の適用で遺産取得者のうけるメリットは公平でなくなってしまう。

### 2. 相続税・贈与税の中立性について

(イ)累積課税制度の廃止により数億円というオーダーの資産でさえも無税のまま世代間で移転することが可能となり、相続税・贈与税制度そのものの存在意義は実質的に否定されてしまった。

(ロ)現行制度のもとでも高額資産保有家族（億万長者）は生前贈与を頻繁に利用することで不公平ともいえる節税が世代間の財産移転について可能となる。

(ハ)現行制度にはライフタイム・エクワイティという観点が殆んど導入され

14) ライフタイム・エクワイティが多少とも考慮されていると考えられるものに配偶者控除（同一世代に対する配慮といえないこともない）および法定相続人以外の者の取得に対する税額加算制度がある。後者は孫の財産取得に対して重課税するために導入されたといわれている。しかしこの制度は他面でワイダー・ディストリビューション（wider distribution）へのインセンティブを弱める効果をもつ（第3節参照）ので賛成できない。

15) アメリカ・イギリスでは年令別の統計が遺産税について公表されている。

ていない。そのために親が億万長者である子孫は生まれた直後から贈与を受けることで不当な利益を手にすることが可能となる。

(二) 2本建制度であるために基礎控除を両者に設定する意味が曖昧になってしまう。

総じて、日本の相続税・贈与税は本来の目的である私的な経済権力の集中を排除する能力が乏しく、却って億万長者の資産を末代まで無税のまま温存・拡大させるのに力を貸していると評価されよう。特に今次改正案の「累積課税制度の廃止」は税調の意図に反して「不公正の放置」を公的に宣言するに等しい。このような提案をするなら、むしろ相続税・贈与税などはじめから願いさげにしてもらいたい。税制改正にあってはその課税目的を正しく理解した上で目的達成を有効かつ公正に図るべきであり、あくまでもロジックの通った改正を期すべきである。税調の猛省を促したい。(上述の問題点を改める具体的措置についてはすでに第3・第4節で触れてある、念のため。)

現行相続税・贈与税の問題点は実はこれだけに限られるわけではない。残っている問題点についてここでは若干言及するだけにとどめたい。

(1) 税率について——垂直的公平という観点から通常累進税率の採用が要請されている。加えて無償の財産取得に対する課税ということを考慮して累進度は所得税のそれより大きくすべきであると考えられている。現行限界税率は10%から75%まで設定されている。しかし諸々の考慮から最高の限界税率を100%に引き上げることが望ましいと筆者は考える<sup>16)</sup>。

(2) 配偶者控除について——これまで不当に軽視されていた「妻の座」の見

16) 現行の累進課税制度においては親が富裕な子孫ほど相続・贈与によって取得する(税引後の)財産額は多くなる仕組になっている。富裕の家庭の子孫ほど無償で取得する財産額を大きくしてよいというのが現行制度の考え方である。この考え方は果して社会的公正の観念に合致するだろうか。出生というような当人にとって選択する余地の全くない事柄で不必要な差別をつくり出し、それをもって一部の人々に不条理な苦痛を与えるより、むしろ実際の扶養関係をもつ者に対してだけ基礎控除規定を適用し、残りの財産に対しては100%課税して、その資金で教育(保育を含む)・住宅等々の公共サービスを充実させることの方がはるかに社会的公正というにふさわしいと筆者は考える。(ただしこのポイントについてはもっと広い視野から検討される必要がある。)したがって本文における筆者の見解はあくまでも百歩ゆずったものであることを付記しておきたい。

直しを図るといふ趣旨から「配偶者の相続税・贈与税負担の軽減」が昭和50年度改正案で答申された。「妻の座」をめぐる重要な論点はほとんど法律学にからむものである。ここでは経済学の立場から次のポイントを指摘するだけにとどめたい。ライフタイム・エク्यूティを確保するために前節で提案した財産評価方法を採用すれば、配偶者は同世代に属すると通常考えられるので名目上同一額の財産取得について子供・孫の取得より妻の取得の方が税は軽減されることになる。

(3)土地の評価——これは時価であるのが望ましい。現在、土地の相続税評価額は時価の $\frac{1}{2}$ であるといわれている。この点改めるべきである。

(4)所得税の寄付金控除規定について——学術・福祉関係の公共団体などに寄付（贈与）すると贈与した者は所得金額の25%までの贈与額を所得額から控除できることになっている。しかしこの25%という限度は篤志家の寄付に対するインセンティブを大きく制約している。100%控除とまで言わないまでもかなりの控除限度の引き上げが求められている<sup>17)</sup>。

(5)現行制度において高額資産家が相続税・贈与税の節減を図るために用いている常套手段は同族会社を設立して非公開の株式を保有する形で財産の世代間移転をスムーズに行なうことであるといわれている。株式が非公開の場合その株式会社の含み資産が膨大な額にのぼっても株式の評価は純資産の簿価でなされるのが通例である。この点なんらかの配慮が望まれる。またアメリカ合衆国においては信託制度を相続税・贈与税の抜け道として利用することが多いといわれている。日本においてもこの点について事前に配慮しておくことが肝要である。

(6)最近の医療サービスをめぐる超過需要の存在は深刻なものになっており、どの医療機関においても「3時間待ちの3分診療」はあたりまえといった様相を呈するにいたっている。この一因には医師の登録免許制という供給サイドに

17) 近年においてこのような主張をしたのは『恍惚の人』の作者有吉佐和子氏である。なお厳密にいうと現行規定の寄付金控除額は「寄付金の支出額または合計所得金額の25%のいずれか低い金額」から1万円を差引いた額となっている。



おける独占要素の存在が考えられる。医師の資格をもった者はそのゆえに「準地代」を稼ぐことが可能となっており、子弟をも医者にしようとして、私立医科（歯科）大学への（裏口）入学に際し、きわめて高額な資金（1人おおよそ3,000万円といわれている）の提供をも惜しまない有様である。この資金は親からその子供への贈与という性格をもっている。稲田 [3] はこの点に着目して先に指摘したような年令要因を加味した贈与税の賦課を提案している。これは現行の相続税・贈与税の課税対象が不動産・動産など取引の対象となり市場価値のある財産に限られており、教育投資の収益が子供に帰属するにもかかわらず課税対象からはずされていることに原因がある。つまり税制上の「非対称性」の存在を指摘しておかねばならない（この存在を最初に指摘したのは小宮他 [6]（43頁）である）。このような非対称性は不公平であるので、ある限度を超えた教育費支出についてはそれを贈与税の対象にすべきであるという稲田教授の見解には全面的に賛成したい。したがってまたサラリーマン所得減税の一つとして提唱されている教育費控除には賛成しかねる。

#### 参 考 文 献

1. A. B. Atkinson, "Capital taxes, the Redistribution of Wealth, and Individual Savings," *Review of Economic Studies*, 1971.
2. 市井三郎『歴史の進歩とは何か』（岩波新書第800号）
3. 稲田献一「経済成長と分配」（『経済セミナー』1974, 4.）
4. T. Ishikawa, "Imperfection in the Capital Market and the Institutional Arrangement of Inheritance," *Review of Economic Studies* 1974.
5. 小宮隆太郎「独占禁止法改正の基本的問題点」（『季刊現代経済』第16号, 1975.）
6. 小宮・宇沢・根岸・村上・今井『価格理論Ⅱ』, 岩波書店, 1971.
7. *Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission* (いわゆる『シャープ勧告』), 1949.
8. C. Shoup, *Federal Estate and Gift Taxes*, 1996.
9. C. Shoup, *Public Finance*, 1969.
10. 税制特別調査会『相続税制度改正に関する税制特別調査会答申』1957.
11. 税制調査会『長期税制のあり方についての答申（別冊）』1971.
12. 税制調査会『昭和50年度の税制改正に関する答申（案）』1974, 12.

